

大東市通いの場支援事業  
委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年9月

大東市保健医療部高齢介護室

## 目 次

### 大東市通いの場支援事業 委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

|      |            |       |
|------|------------|-------|
| I    | 公募要件の概要    | P1    |
| II   | 業務概要       | P1    |
| III  | 契約期間       | P1    |
| IV   | 委託契約金額の上限額 | P1    |
| V    | 応募資格       | P1～P2 |
| VI   | 公募手続き      | P3～P4 |
| VII  | 質問について     | P4～P5 |
| VIII | 応募の辞退      | P5    |
| IX   | 応募申込の抹消    | P5    |
| X    | 審査・選定基準    | P5～P7 |
| XI   | 契約に関する事項   | P7～P8 |
| XII  | 備考         | P8    |

### ～添付資料～

資料1 大東市通いの場支援事業 委託事業者選定に係る公募型プロポーザル仕様書

資料2 大東市通いの場支援事業 委託事業者選定に係る公募型プロポーザルに関する応募  
関連書類【様式第1～9号】

## I. 公募案件の概要

大東市(以下「本市」という。)における介護予防事業の推進にあたり、事業者からの企画・提案を公募する、公募型プロポーザル方式にて委託事業者を選考するものである。案件の概要は以下のとおりとする。

## II. 業務概要

### 1 件名

大東市通いの場支援事業

### 2 業務内容

「大東市通いの場支援事業委託事業者選定に係る公募型プロポーザル仕様書」及び本要領のとおり

### 3 業務の目的

本事業は、市内の通いの場の円滑な運営を支援し、参加者の介護予防効果を高めることを目的とする。また、通いの場が地域の見守りの輪の形成に寄与し、住民同士の支え合いを促進するとともに、デジタルツールの活用を推進することを目的とする。

## III. 契約期間

契約締結日から 令和 12 年 3 月 31 日

※ただし、本業務開始は令和9年4月1日からとし、契約締結日から令和9年3月31日までの間は、本業務開始に係る準備期間とする。準備期間に係る経費は受注者の負担とする。

## IV. 上限予算金額

76, 206, 000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)

【内訳】 令和 9.10.11 年度 各 25,402,000 円

※契約保証金については、大東市契約規則(以下、「規則」という。)第 31 条のとおり、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額とする。ただし、規則第 31 条の 2 の各号に該当する場合は免除とする。

## V. 応募資格

### 1 応募要件

本案件への応募資格者は、次に挙げる要件を全て満たす者とする。

- ① 「II.業務概要」にある内容を実施可能であること。
- ② 公募説明会に参加していること。
- ③ 応募受付の締切日から起算して過去 2 年間に於いて、業務を行う上で関係法令に違反するような不正又は不誠実な行為やその他の犯罪を行ったことのない法人であること。
- ④ 応募受付の締切日に於いて、直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税ならびに市民税の滞納がないこと。

- ⑤地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- ⑥応募受付の締切日において、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- ⑦応募受付の締切日において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- ⑧応募受付の締切日において、破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- ⑨応募書類の受付締切日において、大東市建設工事等における入札参加停止の措置要件に基づく指名停止の措置に該当しない法人。
- ⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び、それらの利益となる活動を行う法人でないこと。

## 2 共同事業体(JV 方式)による応募

複数事業者が業務提携することによる事業グループ(以下、「共同事業体」という。)として本プロポーザルに参加することを認める。共同事業体としてプロポーザルに参加する場合、その構成団体が単体または他の共同事業体の構成団体として、当該プロポーザルの参加意思表示を行っていないことを必須とする。また、共同事業体の代表団体及び他の構成団体の全者が、「1 応募要件」の①～⑩全てを満たしていることを応募要件とする。

## 3 外部専門職の活用

本事業の実施に必要な専門的知識を有する外部専門職(栄養士・歯科衛生士等)と業務委託契約を締結し、業務の一部を実施することを認める。この場合、以下の事項を遵守すること。また、外部専門職活用に関しては、契約締結後の対応となるため、本件プロポーザル実施時に書類等を提出する必要はない。

### (1) 事前報告

外部専門職との契約締結前に、当該専門職の氏名(所属団体含む)、資格名、担当業務、契約期間を本市へ書面にて報告し、その承諾を得ること。

### (2) 専門性と責任

外部専門職は、担当業務に必要な資格と能力を有すること。また、外部専門職の業務遂行により生じた一切の責任は、受託者が負うものとする。

### (3) 個人情報保護

外部専門職に対し、本事業を通じて知り得た情報の秘密保持および個人情報保護に関する義務を徹底させること。

### (4) 管理・監督

受託者は、外部専門職の業務遂行状況を適切に管理・監督し、内容の質の確保に責任を持つこと。

## VI. 公募手続き

### 1 公募スケジュール ※変更が生じる場合は事前周知を行う。

| No. | 項目                       | 期限・実施                          |
|-----|--------------------------|--------------------------------|
| 1   | 事業公告(本市ホームページ掲載)         | 令和8年9月10日(木)                   |
|     | 公募説明会                    | 令和8年9月18日(金)                   |
| 2   | 質問受付期間                   | 令和8年9月18日(金)～<br>令和8年9月25日(金)  |
| 3   | 質問回答の公表                  | 令和8年9月29日(火)                   |
| 4   | 参加表明書兼誓約書提出期間            | 令和8年9月18日(金)～<br>令和8年10月2日(金)  |
| 5   | 審査書類の提出通知送付              | 令和8年10月7日(水)                   |
| 6   | 企画提案書等の提出期限              | 令和8年10月7日(水)～<br>令和8年10月21日(水) |
| 7   | 選定日 (プレゼンテーション(ヒアリング含む)) | 令和8年10月30日(金)                  |
| 8   | 審査結果通知・ホームページ掲載          | 令和8年11月2日(月)                   |

※上記スケジュール4において、参加表明書の提出がなかった場合、又は提出が1社のみであった場合は、参加資格等の条件を変更した上で、再度の公募を行うものとする。

### 2 参加表明書兼誓約書の提出について

- (1)提出受付期限 令和8年9月18日(金)9時00分～令和8年10月2日(金)15時00分まで
- (2)提出方法 持参または郵送(郵送は「簡易書留」で当日必着とする)
- (3)提出書類 参加証明書兼誓約書(様式第2号)  
※共同事業体を実施する場合、代表団体及び構成団体全者が提出すること。
- (4)提出場所 大東市役所 高齢介護室高齢支援グループ

### 3 企画提案書等の提出について

#### (1)書類の順番

下記①から順番に並べ、インデックスを付けてA4サイズのファイルに綴じる。インデックスは様式等の書類に直接貼らずに間紙を用いる。なお、インデックスには、下記の提出する書類番号を記載する。ファイルの表面及び背表紙には、「大東市通いの場支援事業業務委託 応募書類」、「事業所名●●●」を記載する。原本のみ、ファイルに「原本」と記載する。

- ①質問票(様式第1号)
- ②法人概要及び法人実績(様式第3号)
- ③定款又は寄付行為等(写し可)
- ④登記事項証明書(写し可)
- ⑤役員等名簿(様式第4号)

- ⑥法人パンフレット等設立趣旨や運営方針等が分かる書類
- ⑦法人の財務状況に関する書類(損益計算書、貸借対照表、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書)(写し可)
- ⑧業務実施に関する企画提案書(様式第5号)
- ⑨税証明書一式提出鑑(様式第6号)
- ⑩応募辞退届(様式第7号)
- ⑪各納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、市民税)(写し可)
- ⑫共同事業体届出書兼委任状 ※共同事業体を用いる場合のみ(様式第8号)
- ⑬共同事業体協定書 ※共同事業体を用いる場合のみ(様式第9号)
- ⑭大東市通いの場支援事業 委託事業者選定に係る公募型プロポーザル見積書

※共同事業体を実施する場合、代表団体が⑫「共同事業体届出書兼委任状」並びに、⑬「共同事業体協定書」を提出すること。⑭「見積書」についても代表団体が内容を取りまとめ提出すること。他の書類については、代表団体及び構成団体全者が提出すること。

- (2)提出部数 原本1部、写しを9部提出する。(写し可の書類は写しを10部)
- (3)提出受付期限 令和8年10月7日(水)9時00分～令和8年10月21日(水)15時00分まで
- (4)提出方法 持参または郵送(郵送は「簡易書留」で当日必着とする)
- (5)提出場所 大東市役所 高齢介護室高齢支援グループ
- (6)留意事項 各応募書類のうち、原本以外の写しを提出する場合には、代表者名で原本証明を必ず行うこと。提出締め切り後における提出書類の変更及び追加は公平性の観点から一切認めない。ただし、本市の指示により書類の修正・追加する場合はこの限りではない。また、提出された各種書類は理由の如何を問わず返却しない。

#### 4 公募説明会への参加

本件の応募に当たっては、事前に公募説明会に参加することを必須とする。令和8年9月16日(水)15時00分までに別紙「公募説明会申込書」を本市にメールにて送付すること。共同事業体を検討する者については、構成団体を含む全者が申込書提出及び公募説明会へ参加すること。

の開始時間等の詳細はメールにて通知する。

- (1)開催日時 令和8年9月18日(金) 午前10時00分開始予定
- (2)実施方法 WEBでの実施
- (3)参加人数 3.4人を想定している。共同事業体を検討する者については、構成団体を含む全者が参加すること。

#### VII. 質問について

- (1)質問受付期間

令和8年9月18日(金)9時00分～令和8年9月25日(金)15時00分まで

- (2)質問票の提出方法

質問票(様式第1号)に質問事項を記入のうえ、事務局宛てに電子メールにて送信すること。送信メールの件名及び添付ファイルは、「大東市通いの場支援事業公募 質問 法人名●●●」とし、必ず電話で事務局へ送信した旨を伝え、メールが受信されていることを確認すること。

#### (3)回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年9月29日(火)17時30分までに事務局のホームページにおいて公表する。ただし、質問票提出者のみへの回答が適当と判断した場合は、質問票提出者のみに電子メールにより回答する。

#### (4)その他

応募状況や他の応募者に関する情報、法令等により確認できる事項については回答しない場合がある。

### VIII. 応募の辞退

応募した者が、辞退する場合は「大東市通いの場支援事業委託事業者選定審査委員会」(以下、「選定委員会」という。)の前日までに様式第8号を大東市役所高齢介護室高齢支援グループに提出すること。

### IX. 応募申込の抹消

応募した者が、応募書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募申込を抹消し、選定審査対象から除外することとする。

- (1)本要領に違反した場合。
- (2)応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員又は選定委員会委員等と接触をもった場合。
- (3)応募書類に虚偽があったと認められた場合。
- (4)その他不正な行為があったと認められた場合。

### X. 審査・選定基準

#### 1 審査について

##### (1)審査方法

選定委員会を設置し、評価項目に基づき、応募書類の審査及びヒアリング審査を行い、事業者の選定を行う。審査を実施する順番は、参加届出書提出順の降順とする。

##### (2)ヒアリング審査の実施方法

###### ①出席者

1 事業者あたり3人以内とし、当該事業者の職員でない者の参加は認めない。4者以上で構成される共同事業体にあつては、その構成団体の数を出席者数の上限とする。

###### ②内容

応募書類の内容に沿ってプレゼンテーションを行い、質疑応答を行う。プレゼンテーションにおいては説明資料等を映写することを可能とする。映写を行う場合、プレゼンテーション3日前までに、事務局へ映写を行う旨を報告し、映写資料(事務局での事前確認あり)を提出すること。当日使用

するパソコン及び映写データは事業者が持ち込むこと。プロジェクタ、HDMI ケーブル、投影用スクリーン、電源供給用延長コードについては事務局にて手配する。なお、会場の電源は使用可能とする。その他、応募書類以外の説明資料の追加は受け付けない。

③審査に係る選定委員会の開催について

(ア)開催日時:令和8年10月30日(金) 午前10時00分開始予定

それぞれの事業者の審査開始時間については、応募書類受付期間終了後、メールにて通知する。

(イ)開催場所:市役所厚生棟A会議室

(ウ)所要時間:1事業者あたり30分程度(説明20分・質疑10分)

## 2 選定基準について

受注者の選定については、応募要件を満たし、かつ、下記の評価基準による合計得点が満点の5割以上の評価を得た事業者を候補者とする。複数の候補者が生じた場合は、評価基準による順位付けを行い、最も高い評価を得た事業者を選定する。

【評価項目】

「1～5点の5段階評価」「1～10点の10段階評価」「1～15点の15段階評価」の3パターンから計22項目、合計200点満点。下記に各項目の内容を要約して記載する。

(1)事業目的

- ①高齢者の健康課題や介護予防事業の課題理解。
- ②事業目的の具体性、測定の可否。

(2)プログラムの具体性及び実現可能性

- ③プログラムの具体性、現実的なスケジュール設定。
- ④継続参加への工夫。
- ⑤客観的指標を用いての効果測定。
- ⑥自立した継続活動になるための仕組み。
- ⑦多様な構成体の推進。

(3)独自性・先進性

- ⑧独自性・自主性のある提案。
- ⑨デジタル機能を用いて業務への貢献。
- ⑩デジタルに関する知見・技術。
- ⑪新たな参加者を募る具体的施策。

(4)組織体制と実績

- ⑫介護予防事業の実績・ノウハウ・知見。
- ⑬組織体制の構築。
- ⑭各種専門職の確保・維持。
- ⑮緊急時の体制の確保。

(5)個人情報保護・リスク管理

⑯法令を遵守した個人情報管理体制の構築。

⑰起こり得る潜在的リスクの対応策。

(6)地域連携・多機関連携

⑱参加者からの意見収集とその活用方法。

⑲地域や関係機関との連携のための機会・手法。

⑳地域見守りの輪を構築し要配慮等への早期対応体制。

(7)予算管理

㉑現実的な単価設定。

(8)健全な運営基盤

㉒財務状況の健全性・安定性。

### 3 選定についての事項

(1)本業務は地域支援事業交付金を財源に実施することから、交付額の変更等により委託期間や業務内容、委託料に変更が生じる可能性があるため留意すること。

(2)応募書類の審査において、応募要件を満たしていないことが確認された応募者はその時点で失格とし、プレゼンテーション審査に進めないものとする。

(3)受託者が決定した後に辞退した場合は、候補者のうち、評価基準の順位が次点の応募者を繰り上げて決定することがある。次点の候補者がいない場合は、再度公募を行うことがある。

(4)審査内容や評価基準に関する得点、順位等に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

(5)提出書類は、大東市情報公開条例(平成9年条例第3号)に基づく公開請求があった場合は公開の対象となる。

### 4 選定結果の通知、公表

選定委員会における審査結果については、令和8年11月2日(月)【発送予定日】に、全ての応募者に受託候補者の決定又は不決定について書面にて通知する。また、受託候補者の決定後、応募状況、選定した法人名等を市のホームページにて公表する。なお、受託候補者以外の応募者が特定される情報は公表しない。

## XI. 契約に関する事項

### 1 委託候補者との協議

委託候補者による提案内容を基に本市と委託候補者との間で協議を行い、業務内容について調整、双方合意のうえ、契約を締結する。

### 2 契約金額

契約金額については、年間上限額内で、委託候補者が提出する経費見積書を基に決定する。

### 3 支払方法及び精算

委託料の支払いは、原則として年度毎とし、年度末の実績報告に基づくものとする。なお、業務の履行状況及び成果指標の達成状況に応じて、支払額を調整する場合がある。

## XII. 備考

### 1 応募に関する留意事項

- (1)応募者は、応募書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなす。
- (2)応募に要した費用等は応募者が負担する。
- (3)選定されなかったことによる一切の損害等については、本市が責任を負うものではない。

### 2 事業開始まで

受託候補者は、令和9年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、以下の準備を行うこと。

- ①人員の確保。
- ②事務所等の確保。
- ③備品・消耗品、情報端末等必要物品の準備。
- ④事業計画やマニュアル等の作成。
- ⑤現在の本事業に関わる受注者との引継ぎに関する各種調整。
- ⑥関係機関への周知。
- ⑦その他業務の開始に当たって必要な事項。

### 3 契約の解除

次の(1)～(4)該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。その場合にあっては、本事業運営業務の次の受注者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎを行うこととする。

- (1)法令や要領等を遵守しない場合。
- (2)業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施しておらず、本市の是正指示に従わない場合。
- (3)設定した目標が著しく未達となり、かつ、それに対しての適切な是正対応が示されない場合。
- (4)その他本市が業務継続は困難と判断した場合。

### 4 その他

その他この要領に定めのない事項については、別途本市の指示によるものとする。

＜事務局(書類提出及び問い合わせ先)＞

大東市 保健医療部 高齢介護室 高齢支援グループ

住所:574-8555 大東市谷川 1-1-1 (市役所西別館 2 階)

電話:072-870-0513 (9 時 00 分～17 時 30 分) FAX:072-872-8080

メール:koureisien@city.daito.lg.jp